

別表第 1 (第 3 条関係)

1	農業、林業
2	金融、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
3	不動産業、物品賃貸業の不動産賃貸業・管理業
4	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所並びに社会保険・社会福祉・介護事業のうち有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅
5	<p>以下のサービス業等</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業等同法に基づく許可又は届出が必要な営業</p> <p>易断所、観相業</p> <p>競輪・競馬等の競争場、競技団</p> <p>芸ぎ業、芸ぎあっせん業</p> <p>場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業</p> <p>興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）</p> <p>集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）</p> <p>宗教</p> <p>政治・経済・文化団体</p>
6	前各項に掲げる業種のほか、町長が補助金の交付に当たり公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと思えられる事業

産業分類に準拠するものとする。